

記者発表（資料配布）				
月 日	担 当	T E L	発表者名	その他
8月26日 (金)	県立消費生活総合センター	078-302-4000	所長 大久保 徹雄 (所長補佐兼指導調整課長 奥見知子)	

**特定商取引法違反の事業者に対する取引等停止命令（6か月）、
指示並びに代表者に対する業務禁止命令（6か月）について**

「何もしなくても収入が得られる」と成年（当時20歳）になったばかりの若者を中心に勧誘し、複合サービスの利用権を契約させ、高額な会員登録費を支払わせていた連鎖販売取引事業者「ライフコンシェルジュ株式会社」に対し、本日付で、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）に基づき、6か月の取引等停止、違反行為を是正するための指示並びに代表取締役に対し6か月の業務禁止を命じました。

また、消費生活条例（以下「条例」という。）第11条第1項で指定する不当な取引行為にも該当することから、条例第13条第2項の規定に基づき事業者名等を公表します。

なお、本事案は兵庫県内で多発していたことから、東京の事業者に対する処分を本県単独で実施したもので、連鎖販売取引業者への本県単独処分は初めてのことです。

※連鎖販売取引は「マルチ商法」や「ネットワークビジネス」とも言われます。

1 処分対象事業者

- (1) 事業者名：ライフコンシェルジュ株式会社（以下「事業者」という。）
- (2) 代表者：代表取締役 岡本公功
- (3) 所在地：東京都文京区本郷2丁目39番地6号大同ビル8階
- (4) 取引形態：連鎖販売取引（法第33条第1項）
- (5) 商品・役務：複合サービス会員権・アプリ開発

2 処分内容

(1) 事業者への取引等停止命令（6か月）

令和4年8月27日から6か月間、法第39条第1項の規定に基づき、連鎖販売取引に関する業務のうち、次の取引を停止すること。

- ①兵庫県内において、連鎖販売取引について勧誘を行い、又は事業者が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- ②兵庫県内において、連鎖販売取引についての契約の申し込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申し込みを受けさせること。
- ③兵庫県内において、連鎖販売取引に係る契約を締結すること。

(2) 事業者への指示

今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、再発防止策を講じ、再発防止策及びコンプライアンス体制について報告すること。

(3) 代表取締役 岡本公功への業務禁止命令（6か月）

事業者に停止を命じた業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

3 行政処分の原因となる事実

(1) 氏名等不明示勧誘（法第33条の2）

勧誘者は、連鎖販売取引についての契約の勧誘に際して、統括者の氏名、役務の種類、特定負担を伴う取引について勧誘するという目的を告げず、「ちょっと話を聞いて。とりあえず行ってみてから」「今、自分がやっていることを聞いて欲しい」などと消費者を誘い呼び出した。

※条例で禁止する不当な取引行為（第11条第1項第1号-①）にも該当

(2) 不実を告げる勧誘（法第34条第1項第5号）

勧誘者は、連鎖販売取引についての契約の勧誘に際して、契約書に公務員は入会できないと記載があるのに、『公務員である』と告げた消費者に対し、「大丈夫。」と回答するなど消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げた。

※条例で禁止する不当な取引行為（第11条第1項第1号-②）にも該当

(3) 概要書面不交付（法第37条第1項）

事業者は、連鎖販売取引についての契約を締結するまでに、連鎖販売業の概要について記載した書面を消費者に交付しなかった。

(4) 契約書面不交付（法第37条第2項）

事業者は、連鎖販売取引についての契約を締結した際に、連鎖販売契約の内容を明らかにする書面を消費者に交付しなかった。

(5) 断定的判断の提供による勧誘（法第38条第1項第2号）

勧誘者は、連鎖販売取引についての契約を勧誘する際に、「来年アプリが公開される。有料会員が増えれば、何もしなくても会費の一部が毎月報酬として配当される」等利益を生ずることが確定であると誤解させるべき断定的判断の提供による勧誘を行った。

※条例で禁止する不当な取引行為（第11条第1項第1号-④）にも該当

4 公表

(1) 上記2の処分について下記のとおり公表する。

①事業者への取引等停止命令（6か月）

法39条第6項に基づき公表する。

②事業者への指示

法38条第5項に基づき公表する。

③代表取締役 岡本公功への業務禁止命令（6か月）

法39条の2第5項に基づき公表する。

(2) 上記3のとおり、条例第11条第1項で指定する不当な取引行為にも該当することから、条例第13条第2項の規定に基づき事業者名等を公表する。

5 勧誘事例

【事例1】

消費者Aに、高校時代の友人Zから令和3年3月某日に「副業しないか。」という電話があった。副業の内容について尋ねたところZは

- 開発中のアプリに投資するんやけど、そのアプリのテスター的な仕事でアプリを使って改善点を言ったりする仕事
- 1口10万円で5口まで投資出来る。開発して、コマーシャルを出して有料サービスを始める。アプリの使用者を増やしたりする

と言って、「今度の土曜に詳しく説明してくれる説明者Yが来るので一緒に行かへん。」と誘われた。単に開発中のアプリを使って評価する仕事だろうと思い、特に用事もなかったことから土曜日に会う約束をし、3月某日、喫茶店でYと会った。Yはタブレットで動画を見せ

- 会社はライフコンシェルジュという会社である
- アプリを開発中で今の時代は、個人情報が必要な時でどういう人が何処に行っているのかなど人の動きなどの情報を集めている
- アプリというのは、例えば旅行の計画を立ててくれたり、宿泊先を探してくれたりするもので、いろいろな日常生活の要望に応じてくれるものである
- このアプリを開発し5年くらい経っているが1年後にはコマーシャルを打ち世に出す。世に出した後はアプリを使用するのが有料となる
- 会社は流行っている△△ペイと同じような仕組みのLCペイというのも開発中である

と説明した。そして

- 1口9万9,000円で5口まで入れる
- 口数が多ければ多く報酬がもらえる
- 1年後くらいにアプリが世に出ると、その使用料などで何もしなくても口数に応じて報酬がもらえる
- 何もしなくてももらえるという報酬の金額は、月々3万数千円

この報酬の他に

- 人を紹介してユーザーにするとレベルが上がってお金がもらえる
- 一人紹介すると5万円から6万円くらい入る
- アプリが使用できる提携店を探すとレベルが上がる
- レベルが上がるともらえるお金も多くなる

という説明もあった。また、Yは自分のグループで月40万円から50万円くらい稼いでいる人もいるとも話した。

Aは詳細なことは分からなかったが、Zの勧めや何もしなくても将来お金が入るという安心感もあり、案外儲かるかもと思い入会した。口数については、Zも「やるなら5口」と言っていたので5口入ることにした。5口分の49万5,000円は、その日のうちに預金を下ろし現金でYに手渡しで支払ったが領収書はもらっていない。説明を受けた時や現金を支払ったときに書類は何ももらっていない。契約書は、後日Yのところに送られると聞いていたが、Aは勧誘を受けた日以降会っていないので契約書ももらっていない。

その後、Zの勧めもあって令和3年4月に地元の消費者センターに相談に行き、その日のうちにライフコンシェルジュにクーリング・オフの通知を出して契約解除した。

【事例 2】

消費者Bは、実家に帰省した時、幼少時からの友人Xから、「どうしても聞いて欲しい話がある。」と誘いを受け、令和3年8月某日9時30分ごろ、Xが実家に迎えにきて、午前10時前から喫茶店に行き雑談をしていた。10分位して、ライフコンシェルジュのアドバイザーの女性Wが来た。このWから、その後約5時間にわたり勧誘を受けたので、BはWがライフコンシェルジュの会員募集の勧誘に来たことを知った。Wはタブレットを使い

- 生活を助けるアプリを開発している
- 会員になるとそのアプリが無料で使える
- 会員になり、人を紹介すると配当がもらえる
- ランクが上がると多くの配当がもらえる
- 1口9万9,000円で5口まで入れる

と説明した。Bは入会する気はなく、自分が公務員であり副業が禁止されていることから断ろうと思ひ、「公務員で副業はダメと言われているんだけど、大丈夫なのか。」と聞くと、WもXも二人とも「大丈夫よ。」と言ひ、Xは「私も会社員だけどやっている。」と言ひ、「儲かるので親孝行になる。」などと更に勧誘が続いた。

勧誘はWが主にして、Xは「いいよ、いいよ、やったら。」と相槌を打つように勧めてきた。このような勧誘が約5時間続き、Bは本当に疲れてしまい、Xもいるし、申し込まないと帰れないのではないかなどと思うようになり、5口入ることを承諾してしまった。

約50万円の支払いを〇〇銀行のクレジットカードでしようとしたが、限度額が足らず、△△銀行のクレジットカードで支払いをしようとしたが限度額が足らなかった。すると、Wが△△銀行の限度額を増やす手続きを教え、Bは限度額を50万円にして、クレジットカード払いをした。この手続きの間に、ライフコンシェルジュ会員登録申請書を作成した。この日は会員登録申請書を記載して話は終わり、Bは会員登録申請書の控えをもらい帰宅した。

帰宅前に、Xから「ライフコンシェルジュの契約のことは、親にも誰にも言ったらだめ、反対されるから」と言われ、Bはそういうものかと思ひ、当日帰宅したときには誰にも相談はしていない。

翌日、BはXから概要書面を交付されたが、その書面を確認すると、やはり公務員は会員になれないことが記載されていたので、別の友人に相談をしたところ、親と消費者センターに相談することに決まり、クーリング・オフの手続きをした。

【事例 3】

消費者Cは友人Vから「権利を買って権利収入が得られる」などと誘われ、令和2年8月某日、地元駅前にあるファミリーレストランで、Cを誘ったVとUと名乗る女性と会った。

Uから「権利を買って収入が得られる。何もしなくてもお金が入る。」と誘われ、その権利というのは

- コンシェルジュサービスのアプリの会員を集めている。その権利収入である
- そのアプリは将来月額2,000円で提供される。500万人の会員を集める予定である
- 先行会員、つまり公開前に入れば口数に応じて利益の配当がある。最高5口まで入れる
- 何もしなくても配当があるので、今のうちに会員になって欲しい。配当の金額は月数十万円くらいある

と勧誘をしてきた。この権利収入の他に

- 誰かを誘ってもお金が入る

などとも言っていた。Cはあまり気が進まなかったが、同席していたVの顔もあったことから、すぐにクーリング・オフをすればいいと思ひ、最高の5口で加入することにした。

当日もらった概要書面には、説明を受けた権利収入のことはまったく記載はなく、そこに記載されているのは、人を紹介し入会させれば報酬が得られるというねずみ講のようなものだったので、2日後に地元の消費者センターに相談に行き、クーリング・オフすることに決め、8月某日にクーリング・オフの葉書を会社宛に送った。

【事例4】

消費者Dは、令和元年12月、友人Tから「ライフコンシェルジュという会社が運営するアプリがこれから世に出るので初期投資しないか。」と誘われた。後日、喫茶店で待ち合わせの際、TはSという男性と一緒に来ていた。勧誘の説明はこのSから受けた。Sの説明では、

- ライフコンシェルジュという会社がアプリを世に出す。今このアプリが世に出る前の協力者を集めている
- 会員になると公開後に報酬がもらえる。口数は1口から5口までで口数が多いほど報酬が多くなる。1口が88,000円である
- 報酬はこの初期投資の他に、人を勧誘し会員にすると人数によって報酬が多くなる。それによるレベルもある

という内容だった。Dは人を勧誘した際の報酬の金額やシステムなどについてはよく理解できなかったが、Sは

- 十分理解できないと思うから最初は勧誘をしなくてもいい
- アプリについて初期投資しただけで、公開された後に口数に応じて何もしなくても配当がある

と言って、公開されるアプリの初期投資をして欲しいという事を主に言ってきた。DはSに「ねずみ講みたいである」と聞くと、Sはしきりに「ねずみ講ではない」という説明を繰り返し、

- △△ペイもこんなことから始まった
- (アプリが公開されることをチェックメイトというような言い方をして) 後1年で世に出る。それまでに協力者を集めている。会員になっていると口数によって配当がある

と説明をしていた。Dは何もしなくてもお金が入るのであればという気持ちで5口44万円を加入することにした。

勧誘は午後6時ごろから店の閉店時間を過ぎた午後11時30分ごろまでの5時間30分くらい続き、Dは夜勤明けで疲れてしまい早く帰りたい一心だった。Sが

- 自分は元々銀行員で自分が信用出来ないものは勧めない。ライフコンシェルジュは大丈夫だ。もしつぶれたら自分が補償する

などと調子が良い事ばかり言うので、Dは何か胡散臭いと思い消費生活センターに相談し、契約の解除を会社に申し入れた。

【参 考】 当該事業者に関する相談件数（兵庫県内 令和4年7月21日現在）

年度	H30	R1	R2	令和3	計
件数	17件	29件	84件	58件	188件

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインをご利用ください。

◆ 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）

身近な消費生活相談窓口をご案内します。

※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用いただけません。

◆ 兵庫県内の消費生活センターの連絡先

下記に一覧を掲載しています。

<https://www.seiken.server-shared.com/consultation/contact>（当センターHP）

○特定商取引法

第三十三条 「連鎖販売業」とは、物品の販売又は有償で行う役務の提供の事業であって、販売の目的物たる物品の再販売、受託販売若しくは販売のあっせんをする者又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあっせんをする者を特定利益を収受し得ることをもって誘引し、その者と特定負担を伴うその商品の販売若しくはそのあっせん又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあっせんに係る取引をするものをいう。

2 「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、若しくは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の商号その他特定の表示を使用させ、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者をいう。

(連鎖販売取引における氏名等の明示)

第三十三条の二 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の氏名又は名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務の種類を明らかにしなければならない。

(禁止行為)

第三十四条 統括者又は勧誘者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次の事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

5 前各号に掲げるもののほか、その連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

(連鎖販売取引における書面の交付)

第三十七条 連鎖販売業を行う者は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、その連鎖販売契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあっせん又は役務の提供若しくはそのあっせんで店舗等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項につ

いてその連鎖販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

(指示等)

第三十八条 主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘すること。

5 主務大臣は、第一項から第三項までの規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(統括者等に対する連鎖販売取引の停止等)

第三十九条 主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合若しくは勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）の規定に違反し若しくは前条第一項第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は統括者が同項の規定による指示に従わないときは、その統括者に対し、二年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その統括者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

6 主務大臣は、第一項から第四項までの規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(役員等に対する業務の禁止等)

第三十九条の二 主務大臣は、統括者に対して前条第一項前段の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となった事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

5 主務大臣は、前各項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(都道府県が処理する事務)

第六十八条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(罰則)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 第八条第一項若しくは第二項、第八条の二第一項若しくは第二項、第十五条第一項から第三項まで、第十五条の二第一項若しくは第二項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十三条の二第一項若しくは第二項、第三十九条第一項から第五項まで、第三十九条の二第一項から第四項まで、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十七条の二第一項若しくは第二項、第五十七条第一項から第三項まで、第五十七条の二第一項若しくは第二項、第五十八条の十三第一項若しくは第二項又は第五十八条の十三の二第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第七条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第二十二條第一項、第三十八條第一項から第四項まで、第四十六條第一項、第五十六條第一項若しくは第二項又は第五十八條の十二第一項の規定による指示に違反したとき。

○特定商取引に関する法律施行令

(都道府県が処理する事務)

第十九条 法第七条から第八条の二まで、第三十八条から第三十九条の二まで、第四十六条から第四十七条の二

まで、第五十六条から第五十七条の二まで及び第五十八条の十二から第五十八条の十三の二までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第五十二条の二、第五十四条の二、第六十六条第一項から第四項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者の業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引若しくは訪問購入に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

〈参考：消費生活条例 関連部分抜粋〉

兵庫県消費生活条例(昭和49年9月26日条例第52号) (不当な取引行為の指定)

第11条 知事は、事業者が消費者との間で行う商品又は役務の取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として指定することができる。

(1) 消費者に対し、販売の意図を隠し、商品若しくは役務に関する重要な情報を提供せず、若しくは誤認を招く情報を提供し、又は消費者を威迫し、若しくは困惑させる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結すること。

【条例第11条に基づく不当な取引行為の項目】

1号-① 販売の意図を隠した勧誘

商品の販売若しくは役務の提供（以下「商品の販売等」という。）の目的を明らかにせず、又は商品の販売等以外のことを主要な目的であるかのように告げて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

1号-② 重要事項について不実を告げる勧誘

商品又は役務（以下「商品等」という。）の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項について、事実と異なる情報又は消費者を誤認させるような情報を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

1号-④ 断定的判断の提供による勧誘

商品の販売等に際して、商品等による効果効果その他将来における変動が不確実な事項について、確実であると誤認させるような断定的判断を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(不当取引行為の禁止)

第12条 事業者は、消費者に商品又は役務を供給する場合においては、前条第1項の規定により指定された不当な取引行為（以下「不当取引行為」という。）を行ってはならない。

(不当取引行為に係る措置)

第13条 知事は、事業者が前条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、その改善を勧告することができる。

2 知事は、事業者が行う不当取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該不当取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不当取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表するものとする。

〈参考：行政手続法 関連部分抜粋〉

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
- イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
- ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
- ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
- ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。
- 二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与